

ISO 認証サービス料金表

本料金表は、ISO マネジメントシステム認証の審査登録に係る主要な料金、請求時期及び支払期限を示すものです。

※ 本料金表は、審査登録申請案件ごとに適用されます。消費税は別途必要です。

※ 審査登録料金の中の審査料金については、従業員数、事業所数、マネジメントシステムに関連するリスク及び複雑さにもとづき決定した工数をもとに算出いたします。

※ 本料金表は諸般の事情で変更することがあります。

1. 申請料金

初回登録申請料	100,000 円
再認証申請料	40,000 円
移行申請料(必要な場合に限り)	40,000 円
移転申請料	0 円

※ 移行申請料は、規格改定に伴う登録申請が必要な場合に限り発生します。 ※ 移転申請料は0円です。

2. 審査料金

1) 初回認証審査 / 定期の認証維持審査 (定期審査) / 再認証審査 / 移行審査

審査料金 = 審査工数 × 120,000 円 / 人・日

初回認証審査、定期審査、再認証審査及び移行審査の審査工数については、個別にお見積りいたします。

また、事業所数及び人数等の変動により審査工数が変わる場合がございます。その場合は、都度お見積りいたします。

2) その他の審査 (現地審査を伴う審査)

- フォローアップ審査
- 登録事項変更審査 (登録範囲拡大・縮小に係る審査、システム変更に係る審査等)
- 臨時の認証維持審査 (登録規則をご参照ください。)

審査料金 = 審査工数 × 120,000 円 / 人・日

※ 審査員人数及び審査工数は、審査内容によって異なります。

3) その他の審査 (現地審査を伴わない審査)

- 登録事項変更審査 (書類調査のみの場合)
- 臨時の認証維持審査 (登録規則をご参照ください。)

書類で確認できる場合の変更審査	40,000 円
-----------------	----------

※ 〈登録証〉の発行を伴う場合は、別途〈登録証〉発行料金がかかります。

4) 他のマネジメントシステムとの統合審査 (複合審査) に係る審査料金

複数のマネジメントシステムを統合又は複合で審査できる場合は、審査料金を割引いたします。

詳細は個別にお見積りいたします。

3. 〈登録証〉発行料金

認証決定後の登録手続及び当該認証の〈登録証〉発行に係る費用です。初回認証、再認証及び登録事項変更の際に発生します。

① 登録証正本（日本語）発行	10,000 円
② 英文登録証発行	10,000 円
③ 登録証副本（日本語・英語共通）	5,000 円／枚
④ 関連事業所別登録証付属書	5,000 円／枚
⑤ 登録事項変更に伴う登録証の発行	日本語・英語 各 10,000 円／副本 5,000 円

4. 認証維持料金

認証維持料金（年間）	40,000 円
------------	----------

5. 交通費等

※ 対象事業所が 1 か所の場合は、お見積り時に概算費用を定めて請求する方法もあります。

① 交通費

起点（東京・名古屋・大阪・博多駅）から受審組織（当該審査で審査対象とされた事業所・活動現場）までの費用を請求いたします。タクシーによる移動が必要な場合は、タクシー費用を含みます。

【注】一人の審査員が A 事業所（東京駅を起算とする）と B 事業所の 2 か所を審査した場合は、「東京駅⇒A 事業所」+「A 事業所⇒B 事業所」+「B 事業所⇒東京駅」の合計を請求します。

一人の審査員に対し、起算駅は 1 か所とします。

※ 北海道および沖縄に事業所がある場合、交通費は東京起算での実費となります。

② 宿泊費

審査準備に伴う審査員の宿泊費（一律）	8,000 円／人・泊
--------------------	-------------

※ 北海道および沖縄への宿泊を伴う場合は、実費とします。

6. その他の料金

英文審査報告書作成料	50,000 円／冊～
------------	-------------

※ 別途お見積りいたします。

7. 日程変更・取消料金

お客様の都合により、審査実施前に日程の変更又は取消しのお申し出があった場合は、下記料金を請求いたします。

変更依頼日	変更手数料
審査日の31日前まで	手数料なし
審査日の30日前から15日前まで	審査料金の20%
審査日の14日前から2日前まで	審査料金の30%
審査日の前日	審査料金の50%
審査日の当日	審査料金の100%

8. 特記事項

1) お見積書

ご契約前には、必ず費用見積書をご提示しております。ご用命の際は、下記問合せ先までご連絡ください。

2) お支払方法

- ① 請求書記載の口座へ、銀行振込にてお支払いをお願いいたします。手形及び小切手はお取り扱いしておりません。
- ② 銀行振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。
- ③ 初回認証登録のお客様は、分割払い方式を選択いただけます。ご希望の場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

3) ご請求及びお支払い時期

- ① 〈登録証〉の有効期間は3年間です。この3年間で1サイクルとして運用します。
- ② 弊社では、認証サイクルにおける本来の〈登録証〉の有効期限が属する月を「基準月」とし、ご請求及びお支払い時期の基準としております。移行又は移転の場合も、基準月は当該認証サイクルにおける本来の〈登録証〉の有効期限が属する月とします。
- ③ 初回認証に係る申請料及び審査料は、請求書発行回数の削減のため、同時に請求いたします。なお、初回認証に係る費用は、〈登録証〉発行時に請求し、請求書発行日の翌月末日までに支払いいただきます。
- ④ 定期審査料、再認証審査料、移行審査料、移転審査料及び認証維持料金は、実際の審査実施月又は認証決定月にかかわらず、毎年、基準月を基準としてご請求いたします。
- ⑤ 交通費、宿泊費その他実費については、審査終了後、翌月末までに請求書を発行いたします。

【ご請求及びお支払い時期 早見表】

区分	請求時期	お支払期限
申請料（初回）	審査料（初回認証）と同時	審査料（初回認証）と同時
申請料（再認証）	審査料（再認証）と同時	審査料（再認証）と同時
申請料（移行）	必要な場合に限り、審査料（移行審査）と同時	審査料（移行審査）と同時
申請料（移転）	請求なし	該当なし
審査料（初回認証）	〈登録証〉発行時（※1）	請求書発行日の翌末日
審査料（定期審査・再認証審査・移行審査・移転審査）	毎年、基準月の前月20日（※1）	毎年、基準月の末日
審査料（臨時・変更）	都度、弊社が定める時期（※1）	請求書発行日の翌末日
〈登録証〉発行料	〈登録証〉発行時	請求書発行日の翌末日
認証維持料	毎年、基準月の前月20日	毎年、基準月の末日

交通費・宿泊費	審査終了後、翌月末までに請求	請求書発行日の翌末日
その他の料金	都度、弊社が定める時期	請求書発行日の翌末日

注記

- ※ 「基準月」とは、認証サイクルにおける本来の<登録証>の有効期限が属する月をいいます。
- ※ 規格改定等により、発行する<登録証>の有効期間が3年未満となる場合であっても、基準月は当該短縮後の<登録証>の有効期限月ではなく、本来の認証サイクルにおける有効期限月とします。
- ※ 「移行」とは、旧版規格で登録していたクライアントが新版規格へ切り替えて登録することをいいます。
- ※ 「移転」とは、認証機関を変更し、別の審査機関へ登録を移すことをいいます。
- ※ 移行申請料は、規格改定に伴う登録申請が必要な場合に限り発生します。
- ※ 移転申請料は0円です。
- ※ ご契約成立後は、申請料を請求対象といたしません。
- ※1 ご契約成立後に途中解約となった場合（7. 日程変更・取消料金の適用対象となる審査実施前の取消しを除きます。）の審査料は、初回認証審査、定期審査、再認証審査、移行審査、移転審査、臨時審査及び変更審査を含め、審査準備を含む進捗状況に応じて請求いたします。交通費、宿泊費その他実費が発生した場合は、あわせて請求いたします。
- ※ <登録証>発行料金は、<登録証>を発行した場合に限り請求いたします。
- ※ 認証維持料金は、認証の維持に至った場合に限り請求いたします。
- ※ 交通費、宿泊費その他実費は、発生した場合に請求いたします。

4) 認証登録が一時停止された場合

認証登録が一時停止された場合も、「4. 認証維持料金」のお支払いは必要となります。

5) 消費税等

上記料金表には消費税は含まれておりません。別途消費税を請求いたします。

■ 問合せ先

東京スタンダード株式会社

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 2-7

TEL : 03-5643-8780 FAX : 03-5643-8779

<https://tokyostandard.co.jp/>

東京スタンダードのサービスにつきまして

弊社のサービスはプロセスやシステムの改善のための以下のような一般的な情報を提供しております。

- 認証基準の意味及び意図の説明
- 改善の機会の特定
- 関係する理論、方法論、技術、又はツールの説明
- 機密情報でない、関連するベストプラクティスの情報共有
- 審査を受けるマネジメントシステムの範囲にない、その他のマネジメントシステムの側面

東京スタンダード株式会社

TYOS-SL122(20260602)